

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2017年8月25日

【会社名】 株式会社SUBARU

【英訳名】 SUBARU CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉永 泰之

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号

【電話番号】 03 - 6447 - 8825

【事務連絡者氏名】 執行役員経営管理本部総務部長 齋藤 勝雄

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号

【電話番号】 03 - 6447 - 8825

【事務連絡者氏名】 執行役員経営管理本部総務部長 齋藤 勝雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生することになりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該事象の発生年月日

2017年8月25日（取締役会決議日）

### (2) 当該事象の内容

タカタ株式会社（日本）の民事再生手続開始申立てが東京地方裁判所で受理されたこと、およびTK HOLDINGS INC.（米国）がアメリカ合衆国連邦倒産法第11章（Chapter 11）手続の申請を行ったこと等により、当社のタカタ株式会社及びTK HOLDINGS INC.（以下、併せて「タカタ」という。）に対する求償債権等は原則的に取り立て不能となる見込みであります。

当社グループは、乾燥剤が入っていないタカタ製エアバッグインフレーター（以下、「本エアバッグ」という。）に関する市場措置（既届出分）を実施しており、その品質関連費用として、2017年3月期現在、約735億円を未払計上しております。この金額の他、2018年3月期以降に実施予定の本エアバッグに関する市場措置（未届出分）に関して計上が必要な費用および当該市場措置に関連して今後発生が見込まれる付随費用等を精査し、また、民事再生手続につき債権届出の準備を進め、本日届出をいたします。

これに伴いまして、当社グループのタカタに対する本エアバッグに関する品質関連費用の求償債権等に関わる損失予想額の合理的な見積もりが完了したことから、2018年3月期第2四半期の個別及び連結決算において、エアバッグ関連損失引当金として813億円の特別損失を計上することといたします。

### (3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象により、2018年3月期第2四半期の個別及び連結決算において、エアバッグ関連損失引当金として813億円の特別損失を計上する見込みであります。

以上